

2013.11.25

「国家安全保障局設置法案が参院通過」

こんにちは、参議院議員の西田昌司です。本日は11月25日、月曜日です。本日、午前10時から国家安全保障特別委員会で、国家安全保障局を設置する質疑・採決を行う予定でした。しかし、残念ながら午前中は質疑のみで終わり、13時から総理出席の参議院の決算委員会で総括質疑を行い、18時から採決というところまで辿り着きました。ようやく国家安全保障局を設置するということが衆参で決まり、明日の水曜日に本会議で通れば設置が決まります。しかし、6日が会期末で、いわゆる特定秘密保護法案の審査に入らなければなりません。今回、この国家安全保障局の議論を聞いておきまして、野党側の質問は、この国家安全保障局の設置に関してではなく、これに付随して、特定秘密保護法が作られ、国民の知る権利が阻害されるのではないかと懸念が先立ち、国家安全保障局の設置議論より、まだ未だに参議院に送付されていない特定秘密保護法の議論ばかり行っていました。そして、マスコミも国家安全保障局を設置することは賛成だが、国民の知る権利を担保できなければ反対だという論調が多数を占めます。私は、野党側の指摘も「なるほどな。」という点もあります。公開ということがきっちり出来ていないと、後世に歴史として検証できません。特に、私が政府側の答弁で気になったのが、民主党政権で沖縄の返還という密約が暴かれ、民主党政権の下で密

約があったということが認めました。自民党の政権時には密約に関しては無いと主張してきましたが、アメリカの情報公開で密約があったということが明らかにされたのにも関わらず、政府側は認めてきませんでした。しかし、民主党政権は認めたわけです。では、今の自民党政権はどうであるかというと、民主党政権が行った判断を継承していますという言い方をしていますが、要するに密約があったことを認めているわけです。そのように発言すれば良いのでしょうか。しかし、政府の役人が書いていると思われませんが、「前政権の判断を継承している。」という訳の分からないことを言っているのです。このように取って付けたような発言を行うから、野党側の反発を招くわけです。野党側は、社民党や共産党のような秘密は全てけしからんという人たちを除けば、国家の安全保障の為に、機関を限定して秘密を守らなければ、外国政府と深い話が出来ないではないかということを理解している方は沢山いらっしゃると思います。しかし、問題はその秘密がある一定の年数がたってから公開されなければ困ります。また、なぜそのような判断をしたかという歴史的経過が検証できず、国民の皆様に伝えることもできません。そして、歴史の教訓としても生かせないのです。このような野党側の建設的な指摘には大いに賛成するところであります。先程の沖縄の密約等が、当時沖縄返還の議論の最中に暴かれていたら大変なことになっていたでしょう。しかし、沖縄返還されて30年、40年経った時にアメリカ側から資料が公開され、事実が明らか

かになりました。片方の国が明らかにしてきたのに、日本側が「知りませんでした。」ということは有り得ないわけです。ここはアメリカや諸外国のように公開についてのルールを作り、「原則として公開していく。」ということ修正協議でもはっきり認めていくべきだと私は思っています。そうした議論を通じて何が起こってくるのかと言えば、国民に歴史を知らせることが出来ます。私が今一番気になっていることは、特定秘密保護法だけではなく、戦後の社会についてです。日本の憲法は、日本人に主権のない状況で作られた憲法ですが、自分達が先の戦争の反省から平和主義国家になる為に、自ら進んで作り、これは平和憲法で世界に類を見ない立派な憲法であると、子供の頃から教え続けられてきました。しかし、それが違うというのが事実なのです。事実でしたら、その事実をしっかりと教えなければならないのです。その事実を踏まえて、この憲法の問題点は何であるかということの議論が出来ます。このことがしっかりと出来ていないが故に、現在の憲法議論も不十分な議論に留まっているのです。最高裁判所の違憲判決に「おかしい。」ということをもとに議論できなければ、三権分離は成し得ないわけです。これは最高裁判所が三権の一番トップであるということではなく、彼らにあるのは違憲立法審査権であり、国権の最高議決機関は国会に有るわけです。ですから、最高裁の判決は尊重するにしましても、それを立法化するには国会議員が内容を精査して行わなければなりません。ところが、今の戦後の政治

では、最高裁が違憲判決を出せば、それに対してとやかく言うてはいけない仕組みにしています。更に言えば、憲法というのは、はじめからとんでもない状況で出来ていることを半分知っていながら、そのことを無視して、まさに不磨の大典のような形で議論し、本当の問題点を議論しないという、まさにこの原因が歴史の事実を国民が分かっておらず、分かっていない人の代表が国会議員になっているからです。ですから、特定秘密のみならず、歴史の事実を国民に伝えていくことも大事なことです。そういったことで、特定の秘密を指定し、これを当面の間、秘密にするのも良し。しかし、これが秘密にする必要性がなくなった時に、歴史の事実として、しっかりと後世に公開し、教えられるという仕組みを担保すべきであると思います。このような点を与野党間で議論し、決着を付けて頂きたいと思います。本日はこの後、18時から採決されるところまで来ましたので、国家安全保障会議、特定秘密保護法案についてお話させて頂きました。

ご覧になって頂き、ありがとうございました。